

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 1 月 5 日

八戸市長 小林 眞
(公 印 省 略)

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲 【下長地区】
長苗代、石堂、河原木、高館、小田、日計、八太郎集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 28 年 12 月 26 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
7 経営体数
法人 0 経営体
個人 7 経営体
集落営農（任意組織）0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
・担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付けるが湿田が多く農地中間管理機構などによる農地改良が必要。
6. 地域農業の将来のあり方
・単一の農業経営ではなく、水稻、長ねぎ、切花等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。